

志木市ふれあい館「もくせい」管理運営業務委託プロポーザル評価要領

この要領は、志木市ふれあい館「もくせい」管理運営業務を受託する候補者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その評価基準等を示すものである。

1 候補者の選定方法

- (1) 第一次審査は、参加表明書等を提出した者の参加資格やこれまでの実績等について審査を行う。
- (2) 第二次審査は、第一次審査合格者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- (3) 失格者を除いた者の内、総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- (4) 最高点が複数の場合は、企画提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方に候補者として選定する。なお、同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で企画提案書を再作成し、再提出された企画提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- (5) 上記にかかわらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。
※点数が同点だった場合は見積額が低い事業者を第1位契約候補者として選定する。

2 配点の概要

各事業者からの提案について、審査項目ごとに、「4. 評価点の付け方」に応じて点数を付け、最も点数が高い事業者を第1位契約候補者として選定する。

3 評価者

市民生活部長（委員長）、市民活動推進課長、長寿応援課長、子ども支援課長、健康政策課長、保育課長、生涯学習課長、志木第四小学校長の8名で評価する。

4. 評価点の付け方

審査各項目について、「A：非常に優れている」「B：優れている」「C：標準的」「D：やや劣る」「E：劣る」の5段階で評価を行い採点する。各項目の評価ポイントと、評価ごとの配点は評価基準表に記載のとおり。